

利用者自己負担額の目安 (第1号訪問事業)

※令和4年10月1日より適用とする

サービス種類	対 象	利用頻度	訪問型サービス費
訪問型サービス費 (I)	要支援1・2 事業対象者	週1回程度	1割負担 1,176円 2割負担 2,352円 3割負担 3,528円 / 月
訪問型サービス費 (II)	要支援1・2 事業対象者	週2回程度	1割負担 2,349円 2割負担 4,698円 3割負担 7,047円 / 月
訪問型サービス費 (III)	要支援2	週2回を超える利用	1割負担 3,727円 2割負担 7,454円 3割負担 11,181円 / 月

	加 算 内 容	金 額
加 算	①初回加算 新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	200/月(1割負担) 400/月(2割負担) 600/月(3割負担)
	②処遇改善加算 介護職員の処遇改善を目的とし、介護サービスを担う人材の確保、適切なサービスの質を保つために創設された加算(処遇改善加算として事業者が受け取る費用は介護職員の処遇改善に充てられます)	所定単位× 137/1000
	③特定処遇改善加算Ⅱ 介護職員の確保・定着の為に更なる処遇改善を行うことを目的として現行の処遇改善加算に加え創設された加算(特定処遇改善加算として事業者が受け取る費用は介護職員の処遇改善に充てられます)	所定単位× 42/1000
	④ベースアップ等支援加算 介護職員の処遇改善を行う為、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え創設された加算(ベースアップ等支援加算として事業所が受け取る費用は介護職員の処遇改善に充てられます)	所定単位× 24/1000
減 算	同一の建物に居住する利用者の人数が、一月あたり20人以上の場合	所定単位× 90/1000